

請願第3号

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書

(請願要旨)

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しています。

その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は、事業主の所得となり、最低賃金にも満たない配偶者86万円、家族50万円が控除されるのみです。税法上、今年度から青色申告同様に記帳義務が課せられましたが、所得税法第56条が廃止に至っていません。一人ひとりの人権を認めない封建的な「家制度」の名残である第56条は早急に廃止するべきと全国で8県議会を含む389自治体が国に意見書をあげています。

世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しています。国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、早急に廃止すべきと考えています。

貴議会におかれましても、請願の趣旨をご理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき政府に意見書を提出して頂きますよう請願いたします。

記

(請願項目)

- 1 「所得税法第56条の廃止」を実現するよう、意見書を政府に提出して下さい。

2014年11月11日

紹介議員

植田 和子

徳増 記代子

乾 紳一郎

請願者



流山市議会議長 海老原 功一 様

請願第 4 号

秘密保護法廃止に向けた意見書を政府に提出することを求める請願書

(請願要旨)

日頃より住民の暮らしと権利を守るために奮闘されているみなさんに敬意を表します。

昨年 12 月 6 日、秘密保護法（特定秘密の保護に関する法律）が国会において採決・成立しました。この法案に対しては、世論調査でも 8 割の国民が慎重審理を求め、過半数の国民が反対を表明していました。また、全国の弁護士会や日本ペンクラブ、マスコミ関係者、映画や音楽演劇などの文化人、宗教者、歴史家・教育者など、各層各分野の幅広い人たちが反対の声を上げました。

この法律は、12 月 13 日に公布され、1 年以内に施行されることになっています。しかしこの法律は、政権・行政庁の独自解釈や恣意的判断で秘密の対象や内容が拡大されれば、憲法の理念に反する内容にもなりかねず、廃止すべきです。また、地方自治体にとっても重要な情報が「特定秘密」とされ隠されてしまえば、住民の暮らしにも多大な影響を与える恐れがあります。

記

(請願項目)

秘密保護法廃止に向けた意見書を政府に提出して下さい。

平成 26 年 11 月 17 日

紹介議員

植田 和子

徳増 記代子

乾 紳一郎

請願者



他 1 0 6 0 名

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第11号

「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」
採択に関する陳情書

（陳情趣旨）

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

流山市では今年度より英語教育強化地域拠点事業などを始められ、未来の流山を担う人材の育成に大変ご尽力頂いている事に深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成27（2015）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1 震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

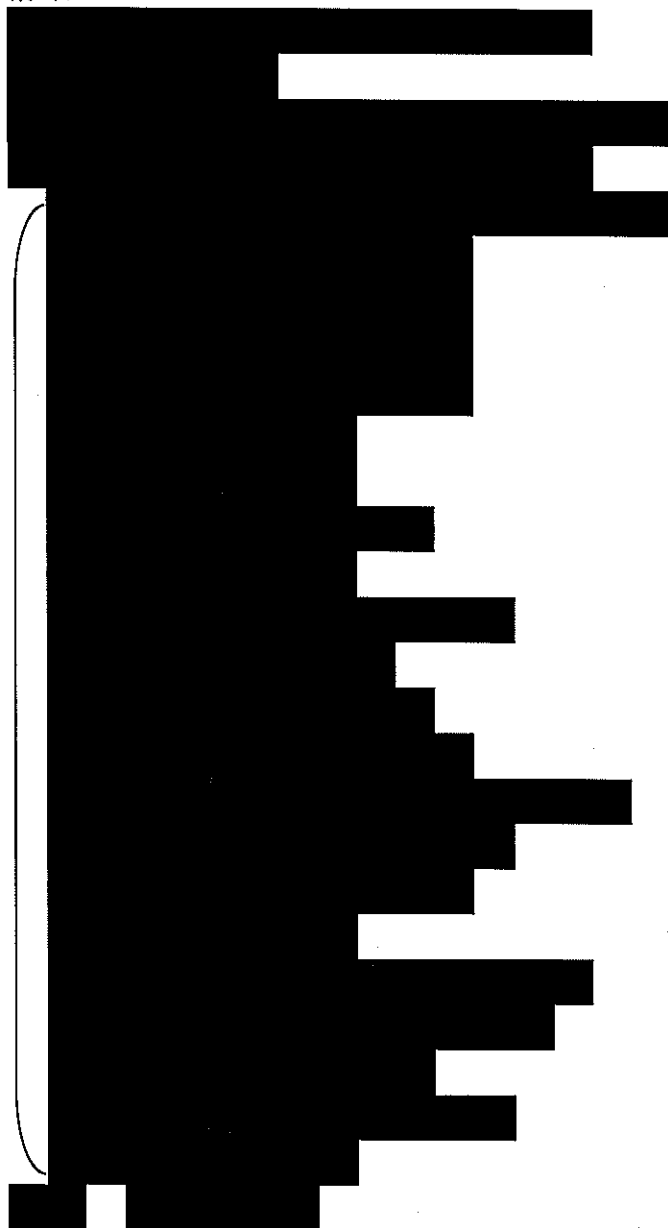
貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

(陳情項目)

平成27(2015)年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

平成26年8月27日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第12号

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

(陳情趣旨)

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

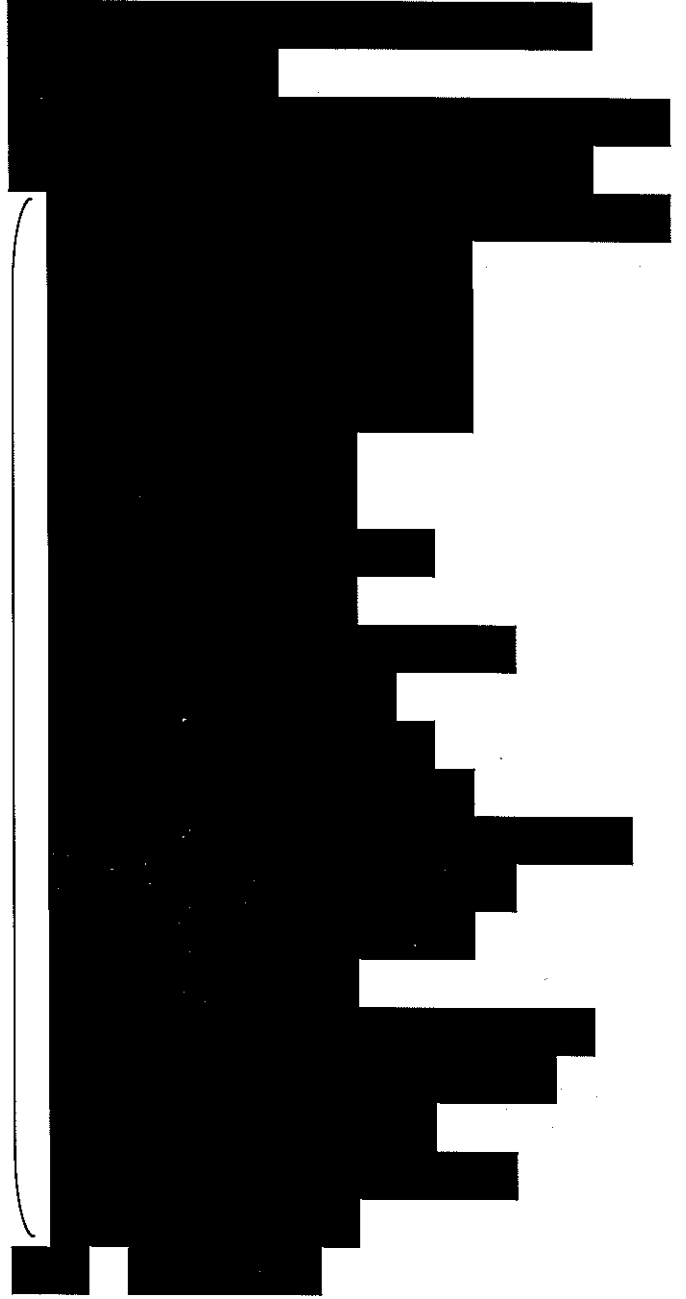
貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

(陳情項目)

平成27(2015)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

平成26年8月27日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様


陳情第14号

戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

大東亜戦争において、300万余に及ぶ私達の先人が国の守りとして戦禍に倒れた。そのうち海外で亡くなられた方は約240万人に及ぶが、なお多くの御遺骨が異国の山々や海に眠り、帰還された御遺骨は今日においても約127万柱に過ぎず、政府がこれまで行ってきた戦没者の御遺骨帰還事業は、予算・内容ともに十分であったとは言い難い。祖国のために亡くなられた戦没者の御遺骨を、祖国日本に帰還させ慰霊することは、国家としての責務であり、後に残された者の道義的義務でもある。また、高齢化が進む御遺族に対して、御家族の御遺骨(御遺品)を生前内にお届けすることは、「戦争によって引き裂かれた御家族を取り戻す」という意味において、人道主義に則った事業である。来年、戦後70年を迎えるにあたり、「戦後」を完全に終わらせるためにも、できる限り多くの御遺骨を一日でも早く帰還させるため、省庁の枠を超え、政府一体として事業を推進するための法律制定と、事業を効果的・機能的・集中的に進めていくための体制整備1から7が必要不可欠である。

- 1 国は戦没者御遺骨帰還事業等の位置付けの明確化を求める。
- 2 国は戦没者御遺骨帰還に関する集中取組帰還の設定を求める。
- 3 国は御遺骨帰還事業を推進するための具体的方策を求める。
- 4 国は戦没者御遺骨帰還事業の行動計画の見直しを求める。
- 5 国は戦没者御遺骨帰還事業に関する活動を行う国内外の市民団体等の活動支援強化を求める。
- 6 国は国内外の慰霊・追悼施設の維持管理費の充実を求める。(慰霊碑の建立・補修及び清掃等)
- 7 国は御遺族はじめ全ての国民が戦没者御遺骨帰還事業に参加できる体制を求める。

私、は、以上のような問題認識の下、今般、「戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を求める陳情書」を取りまとめた。国においては、一日も早く戦没者御遺骨帰還に関する法律制定し、御遺骨帰還事業への取組をより一層強化に進めていくことを要請する。

したがって、流山市議会におかれては、本陳情の趣旨に御賛同を賜り、地方自治法第99条の規定に基づいて国や関係行政機関へ意見書の提出を何卒宜しくお願い申し上げます。

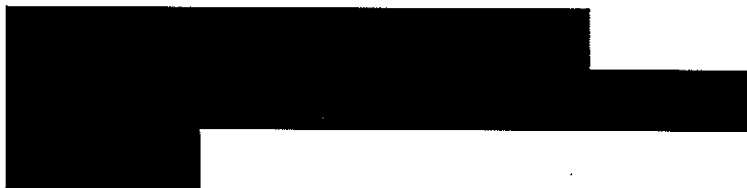
(陳情項目)

- 1 国等は、一日も早く戦没者御遺骨帰還に関する法律制定し、御遺骨帰還事業への取組をより一層強化に進めることを要請する。
- 2 戦没者御遺骨帰還に関する法律制定の賛成する意見書提出を流山市議会に求める。

以上

平成26年9月8日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第16号

福祉手当の廃止・縮小に反対し、制度の改善を求める陳情書

(陳情趣旨)

流山市は、介護保険や自立支援サービスにより「現金給付の役割は終わった」として福祉手当の見直しに着手、平成27年4月から実施するとしています。しかし、障がい者支援のサービスは、いまだ充実しているとはいえません。多くの障がい者が何の支援も受けることなく生活しているのは、欲しいサービスが整備されていないからです。

福祉手当は、障がい者の生活費、教育費などに充てられたりする大事な資金です。さらに今、物価高騰や消費税の8%への増税で生活はますます厳しくなっており、福祉手当の意義は決してうすれていません。

このような中で、「住民の福祉の増進」を目的とする地方自治体が、福祉手当などの独自支援を拡大していくことは引き続き重要な課題です。よって、流山市においては、福祉手当の廃止・縮小をおこなわず、制度の改善をおこなうよう要望します。

(陳情項目)

- 1 福祉手当を廃止・縮小しないこと
- 2 一度でも介護保険、自立支援サービスを利用すると、その後サービス利用の有無にかかわらず手当が半額支給となる制度を改善すること

平成26年11月14日

陳情者



他2652名

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第17号

子どもの甲状腺エコー検査費用の助成を求める陳情書

(陳情趣旨)

福島第一原発事故後、流山市は、環境大臣から特別措置法に基づく「汚染状況重点調査地域」(2011.12.8)に指定されました。市としても「除染実施計画」を策定し、除染や食品検査等を実施してきました。

3年半が過ぎようとしている今、福島県の「県民健康調査」で甲状腺がんと診断された子どもは、疑いも含めて104人となり、すでに手術を終え甲状腺がんと確定した子どもは57人に達した、と発表(2014.8.24)されました。

ホットスポットといわれる、この東葛地域の子どもの健康が心配になります。流山市でも、早急に“不安”を取り除く体制や取り組みが、市民の願いです。

流山市のスローガンである「母になるなら、流山。父になるなら、流山」を掲げ、子育て世代を応援しているのであるならば、不安を抱える市民に“安心”を与えることが求められています。

流山市内の子ども一人ひとりの命と健康を守るために、以下のことを切に望みます。

(陳情項目)

子どもの甲状腺エコー検査費用を助成してください。

平成26年11月17日

陳情者



他2045名

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第18号

大型店舗（南流山70街区商業施設）開店に伴う学校周辺環境の安全確保
についての陳情書

（陳情趣旨）

大型商業店舗（南流山70街区商業施設）開店に伴い、以前より3・4・35木流山線と神明堀沿いの南北に走る道路（神明堀道路）の交差で車両事故が頻発しています。今後大型商業店舗の開店に伴い、格段の交通量増加が考えられる。そのため、地域住民はもとより登下校する児童・生徒・幼児の安全確保を最優先に考え、信号機の設置が急務であると考えます。自動車中心の道路ではなく、歩行者の安全を最優先に考えた町や道路づくりを考えてください。

また、3・4・35木流山線と神明堀沿いの南北に走る道路（神明堀道路）は大型店舗への商品搬入車や顧客の車の往来が増えることが予想され、木地区や南流山地区の児童・生徒・幼児が登下校する際の安全確保のため、横断歩道や「止まれ」「通学路」等の路面表示についても考えてください。

さらに、大型商業店舗開店に伴い、神明堀沿いの南北に走る道路（神明堀道路）の交通量増加に伴い児童の通学路変更やガードレール等の設置を是非とも考えていただきたい。

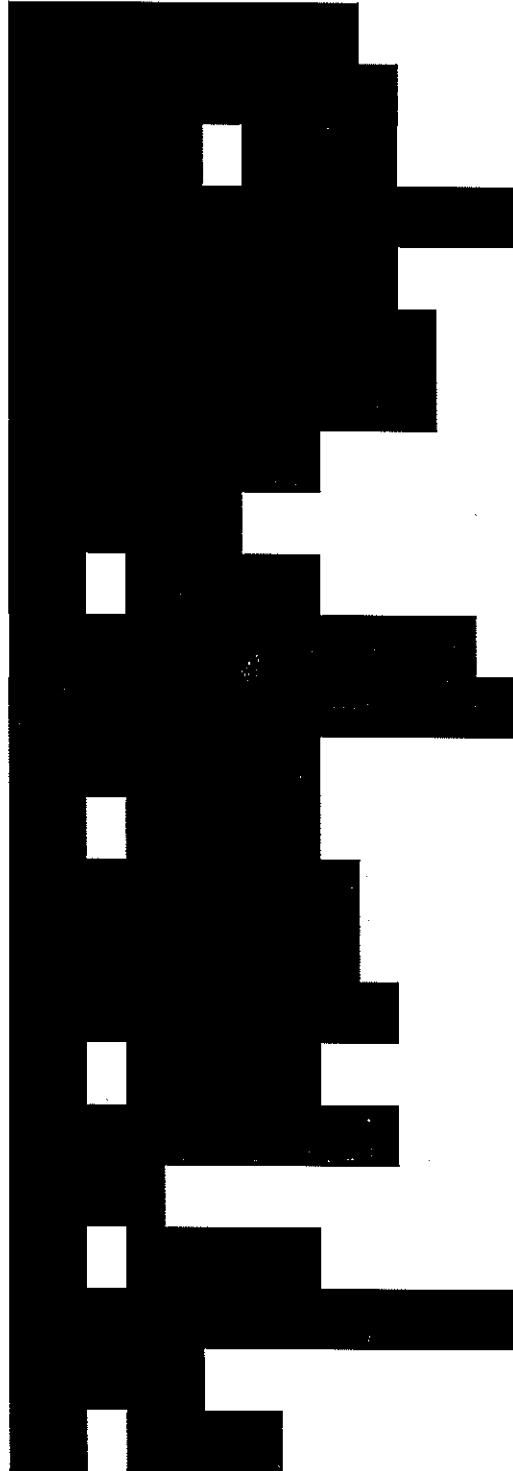
以上、大型店舗（南流山70街区商業施設）開店に伴う学校周辺環境の安全確保についての要望をするものであります。

（陳情項目）

- 1 3・4・35木流山線と神明堀沿いの南北に走る道路（神明堀道路）の交差点における信号機の設置。
- 2 区画整理事業区内の区画道路12mと神明堀の交差点における横断歩道等の設置。
- 3 交通量増加により実施する通学路変更に伴う、南流山小学校正門（北門）前の横断歩道や路面表示、ガードレールの設置及び撤去。

平成26年11月17日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様